学生インターン事業（学生実習生派遣）の取扱いに関する協定書

学生インターン事業（学生実習生派遣）実施要綱（令和６年２月１６日付５公東観地事第１８３３号。以下「要綱」という。）第３第４項に基づき、公益財団法人東京観光財団（以下「甲」という。）と　≪大学名≫ （以下「乙」という。）の間において、以下のとおり協定を締結する。

第１　学生実習生の派遣

甲は、乙に所属する学生の知見を都内観光協会等（以下「協会等」という。）の事業運営に活用すること及び観光事業に対する理解を深めることを目的として、乙に所属する別紙の学生を、学生実習生として協会等へ派遣するものとする。

第２　実習期間

学生実習生の実習期間は、別紙のとおりとする。

第３　実習時間

学生実習生が実習を行う時間は、受入れ先となる協会等に所属する職員に適用される勤務時間の範囲内とする。

第４　報酬及び費用弁償等

１　甲は、学生実習生に対して、賃金、報酬及び手当等その他一切の金品を支給しない。

ただし、実習の受入れ先となる協会等への交通に係る旅費及び甲が必要と認める出張に係る旅費等の実費弁償についてはこの限りではない。

２　甲は、多摩・島しょ地域の協会等へ学生実習生を派遣する場合は、学生実習生へ甲が必要と認める宿泊施設の提供を行うことができる。

第５　学生実習生の責務

１　学生実習生は、受入れ先となる協会等職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない。

２　学生実習生は、受入れ先となる協会等の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行

為をしてはならない。

３　学生実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習を終えた後

も同様とする。

４　学生実習生は、本協定書の規定を遵守するため、甲に対して、要綱第３第５項に定

める誓約書（以下「誓約書」という。）を事前に提出しなければならない。

第６　実習に係る事故責任等

１　乙及び学生実習生は、実習期間中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に

加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

２　学生実習生が、故意又は過失により本協定書又は誓約書の規定に反する行為を行ったときは、乙及び学生実習生は、協会等及び被害を受けた第三者に対して連帯して責任を負わなければならない。

第７　実習を変更又は中止する場合

１　甲は、学生実習生が、本協定書又は誓約書の規定に反する行為を行ったときは、実習を変更又は中止することができる。この場合、甲は乙及び学生実習生にその旨通知するものとする。

２　甲は、天変地異、その他政治状況の劇的な変化等があったときは、実習を変更又は中止することができる。この場合、甲は乙及び学生実習生にその旨通知するものとする。

第８　実習証明書の交付

甲は、乙が学生実習生の実習内容等について証明を求めたときはこれを行うもの

とする。

第９　学生実習生の個人情報の取扱

１　甲は、法令等に定めのある場合を除き、学生実習生の個人情報等、本事業の過程で収集した個人情報について、本人の同意なく学生インターン事業運営の目的以外には使用せず、第三者提供を行わない。

２　甲は、前項により収集した個人情報の管理については万全を期す。また、甲は、実習終了後、インターンシップ運営上保有の必要がなくなった時点で速やかに個人情報の破棄を行う。

第１０　その他

要綱及び本協定書に定めのない事項及び疑義が生じたとき、並びに改正の必要が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

本協定は、締結の日から発効する。

本協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲、乙それぞれ記名捺印の上、

それぞれ１通を保管するものとする。

令和６年　　月　　日

甲　〒162-0801

 東京都新宿区山吹町346番地６　日新ビル６階

公益財団法人東京観光財団

地域振興部長

乙